

監査措置状況報告書

平成31年4月25日

実施年度	平成30年度	監査種別	財政援助団体等に対する監査（補助金等）
監査実施日	平成31年1月10日～3月4日		
担当部署	海外戦略部 海外戦略課	内線	2417

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○飛騨高山国際誘客協議会負担金</p> <p>・予算の執行と会計処理について</p> <p>平成29年度決算の中に、平成28年度に実施した欧州北米及びオーストラリアプロモーション等の事業費1,703千円が含まれていた。</p> <p>これは、事務局職員が立替払いした事業費の一部が予算不足から平成28年度に精算できず、やむを得ず平成29年度予算から支出したものであるが、各種事業の支出状況を見ると職員の立替払いが常態化していた。</p> <p>各年度の事業は、年度予算の範囲で実施することが建前であり、また、多額の経費を事務局職員が立替払いすることは不適切なため、現金払いが必要な事業費は、資金前渡すべきである。</p> <p>的確な予算の執行管理の下で事業を行い、適正な会計処理に努められたい。</p>	<p>立替払いについては原則として行わないこととし、やむを得ず現金払いが必要な事業費については資金前渡するよう、指導を徹底しました。</p> <p>各年度の事業費については、的確な予算の執行管理の下、当該年度から支出するよう、指導を徹底しました。</p>	

監査措置状況報告書

平成31年4月25日

実施年度	平成30年度	監査種別	財政援助団体等に対する監査（補助金等）
監査実施日	平成31年1月10日～3月4日		
担当部署	海外戦略部 海外戦略課	内線	2417

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○飛騨高山国際誘客協議会負担金</p> <p>・負担金の負担割合等について</p> <p>協議会規約第10条（経費）において「協議会の経費は、会費、負担金及びその他の収入をもってあてる。」と定めているが、高山市の負担割合については、明記されていない。</p> <p>市の負担割合を規約に明文化されたい。</p> <p>また、平成29年度収支決算による繰越金は2,346千円で、会費・負担金決算額16,468千円の14.2%に相当する。</p> <p>担当課からは、経費節減に努めた結果であり、予定された事業は全て実施したとの説明を受けたが、市は上記決算額の63.2%の負担金を納入していることから、多額の余剰金に対しては負担金の精算を検討されたい。</p> <p>なお、会員については、平成27年度から平成30年度において6団体が増加しているが、年々、外国人観光客が増加していることから、経済効果が波及すると考えられる関係団体の勧誘など、会員の増加についても引き続き努力されたい。</p>	<p>高山市の負担割合を規約に明文化することについて指導しました。</p> <p>市の負担金の剰余金にかかる精算について指導し、市で返還を受けました。</p> <p>会員の増加については、更なる勧誘に努めるよう指導しました。</p>	

監査措置状況報告書

平成31年4月25日

実施年度	平成30年度	監査種別	財政援助団体等に対する監査（補助金等）	
監査実施日	平成31年1月10日～3月4日			
担当部署	海外戦略部 海外戦略課		内線	2417

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	措置済
	概	要
<p>○飛騨高山国際誘客協議会負担金</p> <p>・外国人観光ガイド事業について</p> <p>市内を訪れる外国人を対象とする外国人観光ガイド事業（以下「ガイド事業」という。）は、協議会及び（一社）飛騨・高山観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が連携し、一体的な取組みがなされている。</p> <p>しかし、事業を実施する過程で、協議会は、ガイド事業の運営の一部を協会へ業務委託（1,500千円）するとともに、同額を協会から会費名目で収入していた。</p> <p>不自然な会計処理を是正されたい。</p>	<p>ご指摘の件については、平成30年度から適切な会計処理を実施済です。</p>	

監査措置状況報告書

平成31年4月25日

実施年度	平成30年度	監査種別	財政援助団体等に対する監査（補助金等）
監査実施日	平成31年1月10日～3月4日		
担当部署	商工観光部 観光課	内線	2218

監査の結果	措置状況等	
	報告日現在の状況	改善中
	概	要
<p>○飛騨高山観光客誘致推進協議会負担金</p> <p>・特別事業に係る負担金の算出根拠等について</p> <p>協議会規約第10条（経費）第2項ただし書きにおいて「国・県等の財源を伴う事業、その他特殊な事業を実施する場合については、その都度、高山市と協議の上負担割合を決定するものとする。」と定めているが、これらの事業（以下「特別事業」という。）にかかる平成29年度の負担金9,000千円については、協議された実績が無い。</p> <p>特別事業については、規約に基づいてその都度、市と協議し、負担割合を決定された。</p> <p>併せて、特別事業の内、全国誘致キャンペーン及びツーリズムEXPOジャパン出展事業は、過年度から継続して実施している事業である。</p> <p>通常事業と特別事業の定義についても明確化されたい。</p> <p>また、会員については、平成25年度から平成27年度の3年間に5団体が加入しているが、引き続き会員の増加について努力されたい。</p>	<p>特別事業の負担割合については、市との協議内容を書面に残すようにし、通常事業と特別事業の定義については、考え方や事業内容を改めて整理するよう指導しました。</p> <p>会員の増加については、更なる勧誘に努めるよう指導しました。</p>	